

奥州市プレミアム付商品券取扱事業者（取扱店舗）募集要項

1 目的

この要項は、令和元年10月1日からの消費税率及び地方消費税率の引き上げが低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起し、及び下支えするため発行する奥州市プレミアム付商品券を販売するにあたり、そのプレミアム付商品券を使用して商品の購入やサービスの提供等を受けられる商品券取扱事業者（以下「取扱店舗」という。）の募集に関して定めるもの。

2 事業主体

奥州市

3 事業の概要

商品券発行者	奥州市
額面金額	1冊5,000円
1冊の構成	額面500円券×10枚綴り
使用期間	令和元年10月1日（火）から令和2年3月31日（火）まで
申込に係る取扱店舗負担	取扱店舗の申込費用はなし。ただし、申込用紙の郵送料等は取扱店舗の負担とします。
振込に係る手数料及び換金場所	金融機関と協議中。振込の手数料は、取扱店舗の負担とします。詳細が決まり次第、申込いただいた取扱店舗にお知らせします。

4 取扱店舗の申込資格

奥州市内又は奥州市に隣接する市町に店舗や事業所を有する法人又は個人事業主で、以下のいずれの要件にも該当しない事業主とします。

- (1) 風俗営業などの規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に該当する営業を行っている者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など

5 取扱店舗の申込方法

申込書に必要事項を記入し、ファックス、郵送又は電話により、令和元年7月31日（水）までに以下へ提出してください。（期限を過ぎても申込の受付は行いますが、取扱店舗一覧には掲載出来ません。取扱店舗のチラシ若しくはステッカーのみの送付を予定しております。）

6 申込先

申込先は、次のとおりとなります。

[奥州市プレミアム付商品券事務局]

F A X 0197-30-9111

電 話 0197-30-9110

郵 送 〒023-0857 奥州市水沢中上野 11-35

7 取扱店舗の決定

申込のあった事業者等については、市が審査のうえ、承認の可否を決定します。

8 取扱店舗の取り消し等

本要項に違反する行為が認められた場合、取扱店舗の承認を取り消すことがあります。

奥州市プレミアム付商品券取扱事業者（取扱店舗）申込書

令和元年 月 日

奥州市プレミアム付商品券事務局 行き
(FAX 0197-30-9111)

奥州市プレミアム付商品券取扱事業者（取扱店舗）の参加を次のとおり申し込みます。

店舗名	(市民向けチラシや取扱店舗一覧等に掲載する名称です)
事業所名（法人の場合は法人名）	
住所	
電話番号	
FAX番号	
代表者名	
担当者名	
業種（○で囲んでください）	1. 食料品 2. 衣料品 3. 医薬品 4. 電気・家具 5. 運動用具 6. 文具 7. 本・DVD 8. 飲食店 9. 理美容 10. 燃料業 11. 建設業 12. サービス業 13. その他（ ）
主な取扱品	

※ 複数の店舗を有する事業者については、それぞれの店舗毎に申込となります。
※ 本申込書にご記入戴いた個人情報につきましては、奥州市プレミアム付商品券に係る事業のみに使用致します。

申込期限：令和元年7月31日（水）